

長野県石油商業組合
代表理事 高見澤 秀茂 様

長野県知事 阿部 守一

中小企業団体の組織に関する法律第 92 条による報告の徴収について（通知）

下記のとおり、中小企業団体の組織に関する法律（以下「法」という。）第 92 条の規定による下記の事項について報告を求めます。

記

1 報告を求める内容

（１） 令和 7 年 6 月 30 日に公表された石商組合問題第三者委員会の報告書（以下「報告書」という。）を踏まえた事実関係の報告

特に、報告書第 3 章「第 3 評価」の「4 本組合の事後対応について」及び「5 本組合はなぜ本件を防げなかったのか」に掲げられている各事項に対する貴組合の見解

（２） 報告書第 4 章に掲げられている「再発防止策及び今後への提言」への貴組合の対応

2 報告の提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）

3 報告を求める理由

報告書において、貴組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為等が行われていたと認められる旨の指摘がなされた。また、コンプライアンス意識の欠如等への対応についても指摘されていることから報告を求める。

4 その他

（１） 独占禁止法の第 3 条「不当な取引制限」及び第 8 条「競争の実質的制限、構成事業者の機能又は活動を不当に制限（価格制限行為等）」に関する調査権限を有するのは公正取引委員会であるため、その調査に協力すること。

（２） この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、法第 106 条第 4 号の規定による罰則があることを留意すること。

産業労働部 産業政策課 団体・サービス係 （担当）小岩井、小林 電話 026-235-7218（直通） FAX 026-235-7496 E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp
--